

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第3号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
請 願 者	文京区小石川二丁目21番8号 文京春闘共闘会議 議長 大 谷 昇
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

日本の最低賃金の地域間格差は最も不合理な仕組みです。地域間格差を是正し、世界であたりまえの全国一律制に是正させることが必要です。

全国一律最低賃金の創設の趣旨は、すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されるようにすること、同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消することにより「国民経済の健全な発展に寄与する」ことができるようにすることにあります。

現行法の地域最低賃金では、こうした目的を達成することはできません。全労連の最低生計費試算調査の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。

しかし現行法では、地域ごとに最低賃金が異なり格差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。2022年10月の改定では、最高の東京都（1072円）と最低の地域（853円）で219円（20%）もの格差が生じています。

時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

現行法の最低賃金は最賃決定の三要素「その地域の労働者の生活費と賃金、事業の支払い能力」を考慮して決めています。地域別である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題をもっています。

また、高い地域が低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。そのために、いまだ平均時給1000円すら実現されていません。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。ちなみに、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国のみです。こうした問題やひずみは、全国一律制で解消することが期待できます。

ただし、広がった地域間格差はあまりに大きく、実現には、様々なハードルがあるのも事実です。政府としての相応の財源をつくる決断と一定の期間が必要となると考えます。

具体的な「全国最低賃金への法改正の4つのポイント」は下記の通りです。

- (1) 現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改める。公布から5年程度の経過後に施行することを定める。公務員にも適用するように法改正する。
- (2) 最低賃金額の決定を2要素とし、①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるように法改正する。現行法の3要素「その地域の労働者の①生活費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除する。
- (3) 全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改める。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることに改める。
- (4) 全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけることを定める。

最低賃金を全国一律にしてほしいという声は全国で広がっており、全国知事会、日弁連が同趣旨の声明を出し、さらには日本商工会議所会員アンケートでも会員の多数になっています。その声に押され中央最低賃金審議会は、23年10月の改定から全国を4ランクに分ける現行制度を改め3ランクにすることを決めました。中途半端な改正ではなく今こそ全国一律最低賃金にすべきです。

都市部の真ん中の文京区議会において、この請願を採択していただくことは、日本経済の安定的な発展を展望する、最低賃金法改正に進むための先進的な取り組みになります。

以上の理由により貴議会におかれましては、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して要望書を提出していただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。
- 2 最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業への経営支援を政府の責任で拡充すること。